規制対象物質一覧

制定日：2007年8月20日
改定日：2026年4月30日

注1：REACH規則SVHCについては「EU REACH規則　SVHC 」に記載する。
注2：本一覧表に掲載されない化学物質でも、条約・法・条例・業界指針等で規定されている場合はそれらを完全に順守する事とする。
　　例：化審法、化管法（PRTR）、ELV指令・WEEE指令・包装・包装廃棄物指令・中国RoHS・韓国RoHS、GADSL該当物質など
注3：本一覧表に掲載されない化学物質でも、顧客要求によりその顧客向けに限定した使用禁止物質として扱う場合がある。
注4：環境負荷物質に関する顧客要求閾値が本一覧表に定める閾値未満の場合は、個別に対応する事とする。

No.	物質名	化学物質番号（CAS No. ）	管理分類 ○：該当 △：顧客要請で該当						許容濃度及び適用限定	備　考
			使用禁止物質	全廃物質	期限 年	期限 月	管理物質 *3	特別管理物質 *1	顧客要求 *2	
1	カドミウム及びその化合物	―	○						○	[許容濃度:　5ppm未満] プラスチック・インク・ゴム・塗料	重金属／ELV指令／RoHS2、REACH　SVHC、PRTR（1-75）
			○						○	[許容濃度:　20ppm未満]半田	
			○						○	[許容濃度:　50ppm未満]金属材料、および上記以外の材質	
			○						○	[許容濃度:　鉛、カドミウム、水銀、クロム（Ⅵ）の合計値100ppm未満]包装用途	
							○			RoHS除外規定にあたるものはRoHS指令に従う	
2	鉛及びその化合物	―	○						○	[許容濃度:　50ppm未満]プラスチック・インク・ゴム・塗料（包装用途、金属、セラミック以外）	重金属／ELV指令／RoHS2、PRTR（1-304、1-305）
			○						○	[許容濃度:非意図的含有1000ppm未満]金属、セラミック	
			○						○	[許容濃度:　鉛、カドミウム、水銀、クロム（Ⅵ）の合計値100ppm未満]、包装用途	
							○			RoHS除外規定にあたるものはRoHS指令に従う	
			△	○	26	12			○	有鉛はんだおよびその原料（めっき、クリームはんだ他）但し全廃前においても新規購入に対しては使用禁止と	
3	水銀及びその化合物	―	○						○	[許容濃度:非意図的含有5ppm未満]RoHS除外規定以外の用途	重金属／ELV指令／RoHS2、PRTR（1-237）
			○						○	[許容濃度:　鉛、カドミウム、水銀、クロム（Ⅵ）の合計値100ppm未満]包装用途	
							○			RoHS除外規定にあたるものはRoHS指令に従う	
4	クロム（Ⅵ）化合物（六価クロム化合物）	―	○						○	[許容濃度:　500ppm未満]包装用途以外	安衛法／重金属／ELV指令／RoHS2、PRTR（1-88）
			○						○	[許容濃度:　鉛、カドミウム、水銀、クロム（Ⅵ）の合計値100ppm未満]包装用途	
							○			RoHS除外規定にあたるものはRoHS指令に従う	
5	ポリブロモビフェニル（PBB）類	―	○						○	[許容濃度:　非意図的含有100ppm未満]	有機臭素系化合物／RoHS2、化審法
6	ポリブロモジフェニルエーテル（PBDE類）類	―	○						○	[許容濃度:　非意図的含有100ppm未満]	有機臭素系化合物／RoHS2、化審法
60-1）	フタル酸ジブチル（DBP）	84-74-2	○						○	[許容濃度:　合計で0.1wt%以下]	REACH規則附属書XVII（Entry51）、REACH　SVHC、デンマーク・フタル酸エステル規制、RoHS2、PRTR
60-2）	フタル酸ビス（2－エチルヘキシル）（DEHP）	117-81-7	○						○		REACH規則附属書XVII（Entry51）、REACH　SVHC、デンマーク・フタル酸エステル規制、RoHS2、PRTR
60-3）	フタル酸ベンジルブチル（BBP）	85-68-7	○						○		REACH規則附属書XVII（Entry51）、REACH　SVHC、デンマーク・フタル酸エステル規制、RoHS2、PRTR
60-4）	フタル酸ジイソブチル（DIBP）	84-69-5	○						○		REACH規則附属書XVII（Entry51）、REACH　SVHC、デンマーク・フタル酸エステル規制、RoHS2
7	ポリ塩化ビフェニル（PCB）および特定代替品	1336-36-3	○						○	[検出されないこと（0.1ppm未満）]	有機塩素系化合物／化審法、PRTR（1-406）
		76253-60-6 81161-70-8 99688-47-8	○						○	[意図的使用禁止]	REACH付属書ⅩⅦ
8	ポリ塩化ナフタレン（PCN）（塩素数1以上のもの）	―	○						○	[許容濃度:　非意図的含有5ppm未満]潤滑油、塗料	有機塩素系化合物／化審法（塩素数が2以上）
9	塩化パラフィン（CP）	―	○						○	―	有機塩素系化合物
	短鎖型塩素化パラフィン（炭素鎖長10－13、塩素含有量48wt%以上、SCCP）	―	○						○	[意図的使用禁止、不純物としての許容濃度：1000ppm以下]	有機塩素系化合物／POPs、化審法、REACH　SVHC、PRTR（1-89）
	中鎖型塩素化パラフィン（炭素鎖長14－17、塩素含有量45wt%以上MCCP）	―	○						○	[意図的使用禁止、不純物としての許容濃度：1000ppm以下]	有機塩素系化合物／POPs、REACH　SVHC
	長鎖型塩素化パラフィン（炭素鎖長18－、LCCP）	―					○		○	―	有機塩素系化合物／
10	マイレックス（Mirex）	2385-85-5	○						○	難燃剤、殺虫剤、かび防止剤など全ての用途	有機塩素系化合物／化審法
11	テトラブロモビスフェノールA（TBBP－A）	79-94-7	○						○	[許容濃度:非意図的含有1000ppm未満]	臭素系難燃剤（重合物は、「その他の有機臭素系化合物」とする。）
12	その他の有機塩素系化合物（ハロゲンフリー関係物質、塩素系難燃剤を含む）	―	○						○	ハロゲンフリー要求個別品（Cl:900ppm以下、Br:900ppm以下、Cl+Br:1500ppm以下）	有機塩素系化合物
							○		○	その他	
	トリクロサン	3380-34-5					○		○	―	消毒薬
	α-ヘキサクロロシクロヘキサン、β-ヘキサクロロシクロヘキサン、γ-ヘキサクロロシクロヘキサン	―	○						○	―	BHC、農薬、化審法
	クロルデコン	143-50-0	○						○	―	農薬、化審法
13	無機塩素系化合物（ハロゲンフリー関係物質）	―	○						○	ハロゲンフリー要求個別品（Cl:900ppm以下、Br:900ppm以下、Cl+Br:1500ppm以下）	無機塩素系化合物
							○		○	その他	
14	ヘキサブロモシクロドデカン（HBCDD）全主要ジアステレオ異性体	25637-99-4, 3194-55-6, 134237-50-6, 134237-51-7, 134237-52-8	○						○	―	臭素系難燃剤、POPs、化審法、REACH　SVHC
15	その他の有機臭素系化合物（ハロゲンフリー関係物質、臭素系難燃剤を含む）	―	○						○	ハロゲンフリー要求個別品（Cl:900ppm以下、Br:900ppm以下、Cl+Br:1500ppm以下）	有機臭素系化合物
							○		○	その他	
16	無機臭素系化合物（ハロゲンフリー関係物質）	―	○						○	ハロゲンフリー要求個別品（Cl:900ppm以下、Br:900ppm以下、Cl+Br:1500ppm以下）	無機臭素系化合物
							○		○	その他	
17	トリブチルスズオキシド（TBTO）	56-35-9	○						○	―	化審法、REACH　SVHC
18	三置換有機スズ化合物（トリブチルスズ（TBT）化合物、トリフェニル（TPT）化合物を含む）	―	○						○	―	化審法
19	ジブチルスズ（DBT）化合物	―	○						○	[許容濃度:1000ppm未満(スズ換算)]	―
20	ジオクチルスズ（DOT）化合物	―	○						○	[許容濃度:非意図的含有1000ppm未満(スズ換算)] 以下の用途に限定して禁止 ・皮膚に触れる繊維 ・壁、フロアカバー ・2成分室温硬化モールドキッド（RTV-2モールドキッド）	―
21	ジクロルベンジジン及びその塩	―	○					○		[許容濃度:　10000ppm未満]	安衛法
22	α-ナフチルアミン及びその塩	―	○					○		[許容濃度:　10000ppm未満]	安衛法
23	o－トリジン及びその塩	―	○					○		[許容濃度:　10000ppm未満]	安衛法、PRTR（1-231）
24	石綿（アスベスト）	―	○						○	―	PRTR（1-33）
25	ジアニシジン及びその塩	―	○					○		[許容濃度:　10000ppm未満]	安衛法
26	ベリリウム及びその化合物（酸化ベリリウムを除く）	―	○					○		[許容濃度:　1000ppm未満]	安衛法、PRTR（1-444）、IEC62474
27	酸化ベリリウム	1304-56-9	○					○	○	[許容濃度:　1000ppm未満]	安衛法、PRTR（1-444）、IEC62474
28	ベンゾトリクロリド	98-07-7	○					○	○	[許容濃度:　5000ppm未満]	安衛法、PRTR（1-397）
29	エチレンイミン	151-56-4	○					○		―	安衛法、PRTR（1-54）
30	塩化ビニル（モノマー）	75-01-4	○					○		[許容濃度:　10000ppm未満]	安衛法、PRTR（1-94）
31	オーラミン	492-80-8 2465-27-2	○					○		―	安衛法
32	クロロメチルメチルエーテル	107-30-2	○					○	○	[許容濃度:　10000ppm未満]	安衛法
33	ベンゼン	71-43-2	○					○	○	[許容濃度:　10000ppm未満]	安衛法、PRTR（1-400）
34	3，3’－ジクロロ－4，4’－ジアミノジフェニルメタン	101-14-4	○					○		[許容濃度:　10000ppm未満]	安衛法、PRTR（1-160）、REACH　SVHC

使用禁止物質：購入（支給品及び指定品含む）、持ち込み、使用及び製品含有が不可の物質
全廃物質：指定期限までに全廃が必要な物質
管理物質：使用量の管理が必要な物質

*1：労働安全衛生法「特定化学物質等障害予防規則」　○=特別管理物質
*2：○=会社で管理同意
*3：○=物質名、用途、濃度を報告のこと

No.	物質名	化学物質番号（CAS No.）	管理分類 ○:該当 △:顧客要請で該当 使用禁止物質	全廃物質	期限 年	期限 月	管理物質 *3	特別管理物質 *1	顧客要求 *2	許容濃度及び適用限定	備　考 **使用禁止物質**:購入（支給品及び指定品含む）、持ち込み、使用及び製品含有が不可の物質 **全廃物質**:指定期限までに全廃が必要な物質 **管理物質**:使用量の管理が必要な物質 *1:労働安全衛生法「特定化学物質等障害予防規則」○=特別管理物質 *2: ○=会社で管理同意 *3: ○=物質名、用途、濃度を報告のこと
35	ニッケルカルボニル	13463-39-3	○					○		[許容濃度:　10000ppm未満]	安衛法
36	β-フロピオラクトン	57-57-8	○					○		[許容濃度:　10000ppm未満]	安衛法
37	p-ジメチルアミノアゾベンゼン	60-11-7	○					○		[許容濃度:　10000ppm未満]	安衛法
38	マゼンダ	632-99-5	○					○		[許容濃度:　10000ppm未満]	安衛法
39	コールタール	―	○					○		[許容濃度:　50000ppm未満]	安衛法
40	アゾ化合物及び芳香族アミン類（別表※1）	―	○						○	分解によって別表の特定アミンを発生する可能性のあるアゾ色素であって人体に持続的に触れる機能として作られた製品の人体接触部分 [許容濃度: 合計 30ppm未	EU指令(76/769/EEC)
41	ポリ塩化ビニル（PVC）及びその混合物	―	○						○	対象:主資材、包装材　＊他に代替材が無く、工程内で使用する製品以外の製品に混入、接触しない管理方法が確立できているものについては適用除外とする。	―
							○			副資材関係	
42	オゾン層破壊物質（ODS）	―	―						―	製造時使用	オゾン層破壊物質
	CFC（クロロフルオロカーボン）	―	○						○	―	―
	HCFC（ハイドクロロフルオロカーボン）	―	○						○	―	PRTR(1-185)
	1，1，1ートリクロロエタン（メチルクロロホルム）	71-55-6	○						○	―	PRTR(1-279)
	臭化メチル（メチルブロマイド）	74-83-9	○						○	―	PRTR(1-386)
	四塩化炭素	56-23-5	○						○	―	PRTR(1-149)
43	フッ素系温室効果ガス（HFC、PFC、SF6）	―	○						○	製造時使用(ただし冷媒用途は除く)	―
44	塩素系有機溶剤	―	―						―	製造時使用	塩素系有機溶剤
	1，1，2ートリクロロエタン	79-00-5	○						○	―	PRTR(1-280)
	1，2ージクロロエタン	107-06-2	○						○	―	PRTR(1-157)、REACH　SVHC
	1，1ージクロロエチレン	75-35-4	○						○	―	PRTR(1-158)
	1，2ージクロロエチレン	540-59-0	○						○	―	―
	塩化メチレン	75-09-2	○						○	―	PRTR(1-186)
	クロロホルム	67-66-3	○					○	○	[許容濃度:　10000ppm未満]	安衛法
	トリクロロエチレン	79-01-6	○						○	―	PRTR(1-127)、REACH　SVHC
	テトラクロロエチレン	127-18-4	○						○	―	PRTR(1-281)
	ペンタクロロエタン	76-01-7	○						○	―	PRTR(1-262)
	1，1，1，2ーテトラクロロエタン	630-20-6	○						○	―	―
	1，1，2，2ーテトラクロロエタン	79-34-5	○						○	―	―
45	ハロゲン化ジフェニルメタン	―	―						―	―	―
	モノメチルテトラクロロジフェニルメタン	76253-60-6	○						○	―	―
	モノメチルジクロロジフェニルメタン	81161-70-8	○						○	―	―
	モノメチルジブロモジフェニルメタン	99688-47-8	○						○	―	―
46	アンチモン及びその化合物（ハロゲンフリー関係物質）	―					○		○	その他	PRTR(1-031)
	総アンチモン（Sb元素）	―	○						○	ハロゲンフリー要求個別品（アンチモンフリー要求品） 総Sb:700ppm以下	JEITA/IS-709、PRTR(1-031)
	三酸化アンチモン	1309-64-4	○						○	Sb_2O_3:900ppm	PRTR(1-031)
47	ポリ塩化ターフェニル（PCT）類	―	○						○	[許容濃度:　5ppm未満]	
48	ポリ臭素化ターフェニル（PBT）類	―	○						○	[許容濃度:　1000ppm未満]	
49	ペンタクロロフェノール類	―	○						○		化審法、PRTR(1-404)
50	フルオロ酢酸類	―	○						○		
51	有機燐化合物（別表※2）	―	○						○		
52	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	○						○		化審法
53	黄燐	12185-10-3, 7723-14-0	○						○		
54	赤燐	7723-14-0	○						○	ハロゲンフリー要求個別品（1000ppm以下）	
55	2，4，6ートリターシャリーブチルフェノール	732-26-3	○						○		化審法
56	4ーニトロジフェニル及びその塩	―	○						○		
57	オクタメチルピロホスホアルミド	152-16-9	○						○		
58	ビス（クロロメチル）エーテル	542-88-1	○						○		
59	燐化アルミニウム	20859-73-8	○						○		PRTR(1-456)
60	フタル酸エステル類（別表※3）	―	○						○		
61	放射性物質	―	○						○		
62	ビスマス及びその化合物	―					○		○		
63	ニッケル及びその化合物	―	○						○	肌に直接、長時間接触するパーツ	PRTR(1-308、1-309)
							○		○		
							○	○	○	粉状の物	
64	セレン及びその化合物	―					○		○		PRTR(1-242)
65	マグネシウム	7439-95-4					○		○		
66	銅及びその化合物	―					○		○		PRTR(1-272:銅水溶性塩（錯塩を除く）)を含む
67	金及びその化合物	―					○		○		
68	パラジウム及びその化合物	―					○		○		
69	銀及びその化合物	―					○		○		PRTR(1-82)
70	ダイオキシン類	―	○						○		PRTR(1-243)
71	シアン化合物（ニトリル類を除く）	―	○				○		○		金めっきの用途については適用除外（管理物質）、PRTR(1-144:無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩
72	ホルムアルデヒド(ホルマリン)	50-00-0	○					○	○	REACH附属書 14 に規定された試験条件下での放散量 ・家具及び木材を主成分とする成形品:＞0.062mg/m3 ・家具及び木製品以外の成形品:＞0.080 mg/m3	安衛法、REACH規則附属書XVII(Entry 77)、PRTR(1-464)
73	クロム化合物(六価クロム，金属クロム以外)	―					○		○		
74	ホウ素およびその化合物	―					○		○		PRTR(1-405)
75	コバルト及びその化合物（硫酸コバルト）	―					○		○		PRTR(1-132)
76	テルル及びその化合物	―					○		○		
77	タリウム及びその化合物	―					○		○		
78	バナジウム及びその化合物	―					○		○		PRTR(1-321)
79	バリウム及びその化合物	―					○		○		
80	マンガン及びその化合物（過マンガン酸カリウム）	―					○		○		PRTR(1-412)
81	モリブデン及びその化合物	―					○		○		PRTR(1-453)
82	亜鉛及びその化合物（水溶性）	―					○		○		PRTR(1-1)
83	リチウム及びその化合物	―					○		○		
84	キシレン	1330-20-7					○		○		PRTR(1-80)
85	トルエン	108-88-3					○		○		PRTR(1-300)
86	フェノールモノマー	108-95-2					○		○		PRTR(1-349)
87	砒素及びその化合物（ヒ素）	―	○						○	[許容濃度:　50ppm未満](半導体･LED用途、金属合金以外)	安衛法、PRTR(1-322)
			○							[許容濃度:　1000ppm未満](金属合金)	
			○							[許容濃度:　2ppm未満](木製品の防腐剤)	
							○			半導体･LED用途	
88	パーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びその塩	―	○						○	―	化審法、POPs、REACH付属書ⅩⅦ
	パーフルオロオクタンスルホン酸フルオリド(PFOSF)	307-35-7	○						○		
89	パーフルオロオクタン酸（PFOA）、その塩及びPFOA関連物質	―	○						○	―	化審法、POPs、REACH付属書ⅩⅦ、REACH　SVHC
90	ヘキサクロロブター1，3ージエン	87-68-3	○						○		化審法
91	2ー（2Hー1，2，3ーベンゾトリアゾールー2ーイル）ー4，6ージ`ーtertーブチルフェノール	3846-71-7	○						○		化審法、REACH　SVHC
92	天然ゴム	―	○						○	対象:主資材 （意図的使用禁止）	

No.	物質名	化学物質番号（CAS No. ）	管理分類 ○:該当 △:顧客要請で該当 使用禁止物質	全廃物質	期限 年	期限 月	管理物質 *3	特別管理物質 *1	顧客要求 *2	許容濃度及び適用限定	備 考 **使用禁止物質**:購入（支給品及び指定品含む）、持ち込み、使用及び製品含有が不可の物質 **全廃物質**:指定期限までに全廃が必要な物質 **管理物質**:使用量の管理が必要な物質 *1:労働安全衛生法「特定化学物質等障害予防規則」 ○=特別管理物質 *2: ○=会社で管理同意 *3: ○=物質名、用途、濃度を報告のこと
93	アジ化ナトリウム	26628-22-8	○						○		PRTR（1-11）
94	塩化コバルト（Ⅱ）	7646-79-9	○						○	[許容濃度:　1000ppm未満]	REACH　SVHC
			○						○	乾燥剤（ｼﾘｶｹﾞﾙ等）に使用される湿度指示薬（意図的使用禁止）	
			○						○	湿度ｲﾝｼﾞｹｰﾀｰ（塩化ｺﾊﾞﾙﾄを紙などに含侵させたﾀｲﾌﾟのもの）[許容濃度:1000ppm未満]（成形品中）	
95	過塩素酸塩	7791-03-9 7601-89-0 7778-74-7 7790-98-9 10034-81-8	○						○	[許容濃度:　部品中　合計 0.1ppm未満]	米国カリフォルニア州法
96	2－メタキシエタノール	109-86-4	○						○	[許容濃度:　1000ppm未満]	GADSL classification P、PRTR（1-58）、REACH　SVHC
97	N－ニトロソジメチルアミン	62-75-9	○						○		GADSL classification P
98	ペンタクロロベンゼン	608-93-5	○						○		GADSL classification P、化審法
99	テトラクロロベンゼン	12408-10-5 84713-12-2 634-66-2 634-90-2 95-94-3	○						○		GADSL classification P
100	多環芳香炭化水素類（PAHs）（別表※4）	－	○						○	対象：皮膚接触用途	ドイツ機器・製品安全法
101	フマル酸ジメチル	624-49-7	○						○	[許容濃度:　非意図的含有0.1ppm未満]	2009/251/EC（委員会決定）
102	ビスフェノールA	80-05-7	○						○	[許容濃度:　50ppm未満]	PRTR（1-37）
103	N, N’－ジトリル－p－フェニレンジアミン	27417-40-9	○						○		化審法
104	2－アミノエタノール	141-43-5					○				PRTR（1-20）
105	塩化第二鉄	7705-08-0					○				PRTR（1-71）
106	1，4－ジオキサン	123-91-1					○				PRTR（1-150）
107	N, N－ジメチルホルムアミド	68-12-2	○						○	[許容濃度:　1000ppm未満]	PRTR（1-232）、REACH　SVHC
108	ヒドロキノン	123-31-9					○				PRTR（1-336）
109	ノルマル-ヘキサン	110-54-3	○						○	製造時使用	PRTR（1-392）
110	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩	－					○				PRTR（1-395） 過硫酸アンモニウム、過硫酸ナトリウム、他
111	タンタル	7440-25-7					○		○		レアメタル
112	ガリウム	7440-55-3					○		○		レアメタル
113	ノニルフェノール,ノニルフェノールエトキシレート類	－	○						○	[意図的使用禁止]	PRTR（1-320）、REACH付属書ⅩⅦ
114	N－フェニルベンゼンアミンとスチレン、2，4，4－トリメチルペンテンの反応物（BNST）	68921-45-9	○						○	対象：主資材 [許容濃度:　0.1wt%未満]	GADSL classification D/P 酸化防止剤
115	メチルフェノール化合物	95-48-7 106-44-5 108-39-4 1319-77-3	○						○	[許容濃度:　合計10ppm未満]	カナダ環境保護法、1999年
116	REACH規則SVHC（付属書4参照）	－	○						○	[許容濃度:　1000ppm未満] 事前にメクテックが承認したのでない限り全資材に適用	付属書3別紙1参照
117	ビスフェノールF、ビスフェノールS	620-92-8, 2467-02-9, 1333-16-0, 80-09-1					○		○	100ppm	
118	臭化n－プロピル（nPB）	106-94-5					○		○	100ppm	
119	アミノエチルエタノールアミン	111-41-1					○		○		
120	リン化インジウム	22398-80-7					○		○		
121	ペルフルオロアルキル物質とポリフルオロアルキル物質（PFAS）	－					○		○		1つ以上のペルフルオロアルキル部分、-CnF2n+1を持つ物質
122	炭素数9から14のパーフルオロカルボン酸（C9－C14　PFCAs）とその塩及びC9－C14PFCA関連物質	－	○						○	・C9-C14 PFCAs (塩を含む)の場合、25ppb未満。 ・1つまたは複数のC9-C14 PFCA関連物質の組み合わせの場合、濃度合計が260ppb未満。	
123	メトキシクロル	72-43-5	○						○	－	化審法　第一種特定化学物質、POPs
124	デクロランプラス（ドデカクロロドデカヒドロジメタノジベンゾシクロオクテン）	13560-89-9	○						○	－	化審法　第一種特定化学物質、REACH　SVHC
125	UV－328	25973-55-1	○						○	－	化審法　第一種特定化学物質、REACH付属書ⅩⅣ
126	PFHxS関連化合物（別表※5）	－	○						○	－	化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
127	パーフルオロヘキサン酸(PFHxA)およびその塩、およびPFHxA関連物質	－	○						○	・PFHxAおよびその塩の合計含有重量は、0.000025%以下。 ・PFHxA関連化合物の濃度の重量合計が、0.0001%以	EU REACH Annex XVII Entry 79

※1 アゾ化合物及び芳香族アミン類:EU指令（76/769/EEC第19次修正指令より）

No.	物質名（アゾ化合物 No.40）	CAS No.	禁	全	期限		管	特	客		
40-1)	4－アミノアゾベンゼン	60-09-3	○						○	分解によって別表の特定アミンを発生する可能性のあるアゾ色素であって人体に持続的に触れる機能として作られた製品の人体接触部分 [許容濃度: 合計 30ppm未満]	REACH　SVHC
40-2)	o－アニシジン	90-04-0	○						○		REACH　SVHC、PRTR（1-17）
40-3)	2－ナフチルアミン	91-59-8	○						○		
40-4)	3，3’－ジクロロベンジジン	91-94-1	○						○		PRTR（1-180）
40-5)	4-アミノジフェニル	92-67-1	○						○		REACH　SVHC
40-6)	ベンジジン	92-87-5	○						○		
40-7)	o－トルイジン	95-53-4	○					○	○		安衛法、REACH　SVHC、PRTR（1-299）
40-8)	4－クロロ－o－トルイジン	95-69-2	○						○		
40-9)	2，4－トルエンジアミン	95-80-7	○						○		REACH　SVHC
40-10)	o－アミノアゾトルエン	97-56-3	○						○		REACH　SVHC
40-11)	2－アミノ－4－ニトロトルエン、5－ニトロ－o－トルイジン	99-55-8	○						○		
40-12)	4，4’－メチレン－ビス－（2－クロロアニリン）	101-14-4	○					○	○		REACH　SVHC、PRTR（1-160）
40-13)	4，4’－ジアミノジフェニルメタン	101-77-9	○						○		REACH　SVHC、PRTR（1-446）
40-14)	4，4’－オキシジアニリン	101-80-4	○						○		REACH　SVHC、PRTR（1-143）
40-15)	p－クロロアニリン	106-47-8	○						○		PRTR（1-89）
40-16)	3，3’－ジメトキシベンジジン	119-90-4	○						○		
40-17)	3，3’－ジメチルベンジジン	119-93-7	○						○		PRTR（1-231）
40-18)	p－クレシジン	120-71-8	○						○		REACH　SVHC、PRTR（1-451）
40-19)	2，4，5－トリメチルアニリン	137-17-7	○						○		
40-20)	4，4’－チオジアニリン	139-65-1	○						○		
40-21)	2，4－ジアミノアニソール	615-05-4	○						○		PRTR（1-142）
40-22)	3，3’－ジメチル－4，4’ジアミノジフェニルメタン	838-88-0	○						○		REACH　SVHC
40-23)	2，4－ジメチルアニリン	95-68-1	○						○		PRTR（1-214）
40-24)	2，6－ジメチルアニリン	87-62-7	○						○		PRTR（1-215）

※2有機燐化合物

No.	物質名(有機燐化合物　No.51)	CAS No.	禁	全	期限		管	特	客		
51-1)	ジエチルパラニトロフェニルチオフォスフェイト	56-38-2	○						○	[意図的使用禁止]	パラチオン
51-2)	ジエチル-（ジエチルアミド-1-クロルクロトニル）フォスフェイト	13171-21-6	○						○	[意図的使用禁止]	フォスファミドン
51-3)	ジメチルエチルメルカプトエチルチオフォスフェイト	8022-00-2	○						○	[意図的使用禁止]	メチルジメトン
51-4)	ジメチルパラニトロフェニルチオフォスフェイト	298-00-0	○						○	[意図的使用禁止]	メチルパラチオン

No.	物質名	化学物質番号（CAS No. ）	管理分類 ○:該当 △:顧客要請で該当 使用禁止物質	全廃物質	期限 年	期限 月	管理物質 *3	特別管理物質 *1	顧客要求 *2	許容濃度及び適用限定	備 考 **使用禁止物質**:購入（支給品及び指定品含む）、持ち込み、使用及び製品含有が不可の物質 **全廃物質**:指定期限までに全廃が必要な物質 **管理物質**:使用量の管理が必要な物質 *1:労働安全衛生法「特定化学物質等障害予防規則」 ○=特別管理物質 *2: ○=会社で管理同意 *3: ○=物質名、用途、濃度を報告のこと
51-5)	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート	2104-64-5	○						○	[意図的使用禁止]	EPN PRTR（1-48）
51-6)	テトラエチルピロフォスフェイト	107-49-3	○						○	[意図的使用禁止]	TEPP
51-7)	トリス（2，3－ジブロモプロピル）フォスフェート	126-72-7	○						○	[意図的使用禁止]	難燃剤 EU指令(76/769/EEC)
51-8)	トリス（1－アジリジニル）ホスフィンオキシド	545-55-1	○						○	[意図的使用禁止]	難燃剤 EU指令(76/769/EEC)
51-9)	ポリリン酸アンモニウム	68333-79-9	○						○	[許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤
51-10)	トリブトキシエチルフォスフェイト	78-51-3	○						○	[許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤
51-11)	リン酸トリフェニル	115-86-6	○						○	[許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤 PRTR（1-461）
51-12)	メチルホスホン酸ジメチル	756-79-6	○						○	[許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤
51-13)	エチルホスホン酸ジエチルエステル	78-38-6	○						○	[許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤
51-14)	レジノールビス（ジフェニルフォスフェイト）	57583-54-7	○						○	[許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤
51-15)	サイクリックホスフォネイトエステル	61840-22-0	○						○	[許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤
51-16)	ビス（2－ヒドロキシエチル）アミノメチルホスホン酸ジエチル	2781-11-5	○						○	[許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤
51-17)	クレシルジフェニルフォスフェイト	26444-49-5	○						○	[許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤
51-18)	オクチルジフェニルフォスフェイト	115-88-8	○						○	[許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤
51-19)	トリス（2－エチルヘキシル）フォスフェイト	78-42-2	○						○	[許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤 PRTR(1-458)
51-20)	トリオクチルフォスフェイト	1806-54-8	○						○	[許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤
51-21)	トリエチルフォスフェイト	78-40-0	○						○	[許容濃度: 1000ppm以下]	難燃剤 PRTR（1-459）
51-22)	リン酸トリス（2－クロロエチル）（TCEP）	115-96-8	○						○	[許容濃度: 非意図的含有1000ppm以下]	難燃剤、REACH SVHC、（米国（バーモント州））
51-23)	リン酸トリス（1－メチル－2－クロロエチル）（TCPP）	13674-84-5	○						○	[許容濃度: 非意図的含有1000ppm以下]	（米国（バーモント州））
51-24)	リン酸トリス（1，3－ジクロロ－2－プロピル）（TDCPP）	13674-87-8	○						○	[許容濃度: 非意図的含有1000ppm以下]	（米国（バーモント州））
51-25)	リン酸トリス（イソプロピルフェニル）PIP（3:1）	68937-41-7	○						○	－	米国TSCA PBT規則
51-26)	その他の有機燐化合物（その他の燐系難燃添加剤を含む）	－					○		○		

※3フタル酸エステル類

No.	物質名（フタル酸エステル類 No.60）	CAS No.	禁	全	期限		管	特	客		
60-1)	フタル酸ジブチル	84-74-2	○						○	[許容濃度: 合計で0.1wt%以下]	REACH規則附属書XVII（Entry51）、REACH SVHC、デンマーク・フタル酸エステル規制、RoHS2、PRTR
60-2)	フタル酸ビス（2－エチルヘキシル）	117-81-7	○						○		REACH規則附属書XVII（Entry51）、REACH SVHC、デンマーク・フタル酸エステル規制、RoHS2、PRTR
60-3)	フタル酸ブチルベンジル	85-68-7	○						○		REACH規則附属書XVII（Entry51）、REACH SVHC、デンマーク・フタル酸エステル規制、RoHS2、PRTR
60-4)	フタル酸ジイソブチル	84-69-5	○						○		REACH規則附属書XVII（Entry51）、REACH SVHC、デンマーク・フタル酸エステル規制、RoHS2
60-5)	フタル酸ジイソノニル	28553-12-0, 68515-48-0	○				○		○		REACH規則附属書XVII（Entry52）
60-6)	フタル酸ジイソデシル	26761-40-0, 68515-49-1	○				○		○		REACH規則附属書XVII（Entry52）
60-7)	フタル酸ジ－n－オクチル	117-84-0	○				○		○		REACH規則附属書XVII（Entry52）
60-8)	フタル酸ビス（2－メトキシエチル）	117-82-8	○				○		○	製品主資材、包装材については使用禁止物質（合計で0.1wt%以下） 副資材については管理物質	REACH SVHC
60-9)	フタル酸ジ－n－ヘキシル	84-75-3	○				○		○		REACH SVHC
60-10)	フタル酸ジイソヘプチル	71888-89-6	○				○		○		REACH SVHC
60-11)	フタル酸ヘプチルノニルウンデシル	68515-42-4	○				○		○		REACH SVHC
60-12)	フタル酸ジエチル	84-66-2	○				○		○		
60-13)	フタル酸ジメチル	131-11-3	○				○		○		
60-14)	1，2－ベンゼンジカルボン酸、ジC6－10アルキルエステル（0．3%以上のフタル酸ジヘキシルを含	68515-51-5 68648-93-1	○				○		○		REACH SVHC
60-15)	1，2－ベンゼンカルボン酸、ジペンチルエステル、分岐および直鎖	84777-06-0	○				○		○		REACH SVHC
60-16)	フタル酸ジイソペンチル（DIPP）	605-50-5	○				○		○		REACH SVHC
60-17)	フタル酸ジペンチル（DPP）	131-18-0	○				○		○		REACH SVHC
60-18)	N－ペンチル－イソペンチルフタル酸	776297-69-9	○				○		○		REACH SVHC
60-19)	フタル酸ジウンデシル（DuDP）	3648-20-2	○				○		○		
60-20)	フタル酸ジシクロヘキシル（DCHP）	84-61-7	○				○		○		REACH SVHC
60-21)	フタル酸ジイソデシル（DiHP）	68515-50-4	○				○		○		REACH SVHC
60-22)	その他のフタル酸エステル類	－	○				○		○		－

※4 多環芳香炭化水素類(PAHs)

No.	物質名（多環芳香炭化水素類（PAHs） No.100）	CAS No.	禁	全	期限		管	特	客		
100-1)	ナフタレン	91-20-3	○					○	○	[許容濃度:各1ppm未満、27物質合計で10ppm未満] （皮膚接触用途）	安衛法、PRTR（1-302）
100-2)	アセナフテン	83-32-9	○						○		PRTR（1-15）
100-3)	アセナフチレン	208-96-8	○						○		
100-4)	フルオレン	86-73-7	○						○		
100-5)	フェナントレン	85-01-8	○						○		
100-6)	アントラセン	120-12-7	○						○		REACH SVHC、PRTR（1-32）
100-7)	フルオランテン	206-44-0	○						○		
100-8)	ピレン	129-00-0	○						○		
100-9)	クリセン	218-01-9	○						○		REACH SVHC
100-10)	ベンゾ[a]アントラセン	56-55-3	○						○		REACH SVHC
100-11)	ベンゾ[b]フルオランテン	205-99-2	○						○		
100-12)	ﾍﾞﾝｿﾞ[k]ﾌﾙｵﾗﾝﾃﾝ	207-08-9	○						○		
100-13)	インデノ[1，2，3－cd]ピレン	193-39-5	○						○		
100-14)	ジベンゾ[a，h]アントラセン	53-70-3	○						○		
100-15)	ベンゾ[g，h，i]ペリレン	191-24-2	○						○		REACH SVHC
100-16)	ベンゾ[a]ピレン	50-32-8	○						○		REACH SVHC
100-17)	ベンゾ[j]フルオランテン	205-82-3	○						○		
100-18)	ベンゾ[e]ピレン	192-97-2	○						○		
100-19)	ベンゾ[r，s，t]ペンタフェン	189-55-9	○						○		
100-20)	ジベンツ[a，h]アクリジン	226-36-8	○						○		
100-21)	ジベンツ[a，j]アクリジン	224-42-0	○						○		
100-22)	ジベンゾ[a，e]フルオランテン	5385-75-1	○						○		
100-23)	ジベンゾ[a，e]ピレン	192-65-4	○						○		
100-24)	ジベンゾ[a，h]ピレン	189-64-0	○						○		
100-25)	ジベンゾ[a，l]ピレン	191-30-0	○						○		
100-26)	7H－ジベンゾ[c，g]カルバゾール	194-59-2	○						○		
100-27)	5－メチルクリセン	3697-24-3	○						○		

※5 PFHxS関連化合物

No.	物質名（PFHxS関連化合物 No.126）	CAS No.	禁	全	期限		管	特	客		
126-1)	ペルフルオロヘキサン－1－スルホン酸	355-46-4	○						○		化審法 第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH SVHC
126-2)	アンモニウム＝トリデカフルオロヘキサン－1－スルホナート	68259-08-5	○						○		化審法 第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH SVHC
126-3)	トリデカフルオロヘキサン－1－スルホン酸と2，2’－イミノジエタノールの化合物（1:1）	70225-16-0	○						○		化審法 第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH SVHC
126-4)	カリウム＝1，1，2，2，3，3，4，4，5，5，6，6，6－トリデカフルオロヘキサン－1－スルホナート	3871-99-6	○						○		化審法 第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH SVHC

No.	物質名	化学物質番号（CAS No. ）	管理分類 ○:該当 △:顧客要請で該当							許容濃度及び適用限定	備　考
			使用禁止物質	全廃物質	期限 年	期限 月	管理物質 *3	特別管理物質 *1	顧客要求 *2		**使用禁止物質**:購入（支給品及び指定品含む）、持ち込み、使用及び製品含有が不可の物質 **全廃物質**:指定期限までに全廃が必要な物質 **管理物質**:使用量の管理が必要な物質 *1:労働安全衛生法「特定化学物質等障害予防規則」 ○=特別管理物質 *2: ○=会社で管理同意 *3: ○=物質名、用途、濃度を報告のこと
126-5)	(4－{[4－(ジエチルアミノ)フェニル][4－(エチルアミノ)－1－ナフチル]メチリデン}シクロヘキサ－2, 5－ジエン－1－イリデン)(ジエチル)アンモニウム＝トリデカフルオロヘキサン－1－スルホナー	1310480-24-0	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-6)	(4－{[4－(ジメチルアミノ)フェニル][4－(エチルアミノ)－1－ナフチル]メチリデン}シクロヘキサ－2, 5－ジエン－1－イリデン)(ジメチル)アンモニウム＝トリデカフルオロヘキサン－1－スルホナート	1310480-27-3	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-7)	(4－{(4－アニリノ－1－ナフチル)[4－(ジメチルアミノ)フェニル]メチリデン}シクロヘキサ－2, 5－ジエン－1－イリデン)(ジメチル)アンモニウム＝トリデカフルオロヘキサン－1－スルホナート	1310480-28-4	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-8)	β－シクロデキストリンとトリデカフルオロヘキサン－1－スルホナートの化合物(1:1)	1329995-45-0	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-9)	γ－シクロデキストリン＝モノ(1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 6－トリデカフルオロヘキサン－1－スルホナート)	1329995-69-8	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-10)	トリフェニルスルホニウム＝トリデカフルオロヘキサン－1－スルホナート	144116-10-9	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-11)	1－(カルボキシメチル)－4－(2－{4－[4－(2, 2－ジフェニルビニル)フェニル]－1, 2, 3, 3a, 4, 8b－ヘキサヒドロシクロペンタ[b]インドール－7－イル}ビニル)キノリン－1－イウム＝トリデカフルオロヘキサン－1－スルホナート	1462414-59-0	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-12)	ジフェニルヨードニウム＝トリデカフルオロヘキサン－1－スルホナート	153443-35-7	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-13)	テトラメチルアンモニウム＝トリデカフルオロヘキサン－1－スルホナート	189274-31-5	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-14)	2－メチルプロパン－2－アミンとトリデカフルオロヘキサン－1－スルホン酸の化合物(1:1)	202189-84-2	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-15)	ビス(4－tert－ブチルフェニル)ヨードニウム＝トリデカフルオロヘキサン－1－スルホナート	213740-81-9	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-16)	フェニル(ジ－p－トリル)スルホニウム＝トリデカフルオロヘキサン－1－スルホナート	341548-85-4	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-17)	スカンジウム＝トリス(トリデカフルオロヘキサン－1－スルホナート)	350836-93-0	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-18)	ネオジム＝トリス(トリデカフルオロヘキサン－1－スルホナート)	41184-65-0	○						○	―	化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-19)	イットリウム＝トリス(トリデカフルオロヘキサン－1－スルホナート)	41242-12-0	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-20)	S, S, S', S'－テトラフェニル[スルファンジイルビス(4, 1－フェニレン)]ビス(スルホニウム)＝ビス(トリデカフルオロヘキサン－1－スルホナート)	421555-73-9	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-21)	ビス(4－tert－ペンチルフェニル)ヨードニウム＝トリデカフルオロ－1－ヘキサンスルホナート	421555-74-0	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-22)	トリス(4－tert－ブチルフェニル)スルホニウム＝トリデカフルオロヘキサン－1－スルホナート	425670-70-8	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-23)	リチウム＝1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 6－トリデカフルオロヘキサン－1－スルホナート	55120-77-9	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-24)	亜鉛＝ビス(トリデカフルオロヘキサン－1－スルホナート)	70136-72-0	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-25)	トリデカフルオロヘキサン－1－スルホン酸とトリエチルアミンの化合物(1:1)	72033-41-1	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-26)	ナトリウム＝1, 1, 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 6－トリデカフルオロヘキサン－1－スルホナート	82382-12-5	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-27)	ビス(tert－ブチルフェニル)ヨードニウム＝トリデカフルオロヘキサン－1－スルホナート	866621-50-3	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-28)	ジフェニル(p－トリル)スルホニウム＝トリデカフルオロヘキサン－1－スルホナート	910606-39-2	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-29)	[4－(メタクリロイルオキシ)フェニル](ジフェニル)スルホニウム＝トリデカフルオロヘキサン－1－ス	911027-68-4	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-30)	2－エチル－2－アダマンチル＝メタクリラート・3－ヒドロキシ－1－アダマンチル＝メタクリラート・[4－(メタクリロイルオキシ)フェニル](ジフェニル)スルホニウム＝トリデカフルオロヘキサン－1－スルホナート・2－オキソオキソラン－3－イル＝メタクリ	911027-69-5	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-31)	セシウム＝トリデカフルオロヘキサン－1－スルホナート	92011-17-1	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-32)	19－(4－tert－ブチルフェニル)－4a, 6, 7, 9, 10, 12, 13, 19a－オクタヒドロジベンゾ[k, n][1, 4, 7, 10, 13]テトラオキサチアシクロペンタデシン－19－イウム＝トリデカフルオロヘキサン	928049-42-7	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-33)	ピロリジンとトリデカフルオロヘキサン－1－スルホン酸の化合物(1:1)	1187817-57-7	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-34)	テトラエチルアンモニウム＝トリデカフルオロヘキサン－1－スルホナート	108427-55-0	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-35)	テトラブチルアンモニウム＝トリデカフルオロヘキサン－1－スルホナート	108427-54-9	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-36)	ベンジル(トリフェニル)ホスホニウム＝トリデカフルオロヘキサン－1－スルホナート	1000597-52-3	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC
126-37)	ガリウム＝トリス(トリデカフルオロヘキサン－1－スルホナート)	341035-71-0	○						○		化審法　第一種特定化学物質、EU POPs規則、REACH　SVHC